

○九州歯科大学学位審査基準

九州歯科大学学位審査基準

平成29年4月1日
制定

(目的)

第1 九州歯科大学学位規程第5条第2項に規定する学位審査基準を定めることを目的とする。

(学位の申請資格)

第2 学位の申請資格は、次の各項のいずれかを満たしたものでなければならない。

- (1) 学位規程第4条第1項に規定する者は、本学大学院修士課程を修了見込みである者でなければならない。
- (2) 学位規程第4条第2項及び第3項に規定する者は、本学大学院博士課程を修了見込みである者でなければならない。
- (3) 学位規程第4条第4項に規定する者は、歯学、医学の大学及び歯学、医学の専門学校又はこれらと同等以上の大学、旧制専門学校を卒業した者であり、かつ、次の各号の一に該当する者でなければならない。
 - ① 基礎歯学の専任職員として5年以上在任した者
 - ② 臨床歯学の専任教員として6年以上在任した者
 - ③ 全日制の基礎歯学研究生として5年以上在籍した者
 - ④ 全日制の臨床歯学研究生として6年以上在籍した者
 - ⑤ 定時制の基礎歯学専修生として6年以上在籍した者
 - ⑥ 定時制の臨床歯学専修生として7年以上在籍した者
 - ⑦ 国、公、私立の権威ある研究施設に基礎歯学の専任職員として5年以上在任した者
 - ⑧ 国、公、私立の権威ある研究施設に臨床歯学の専任職員として6年以上在任した者

(学位論文の指導教員)

第3 学位論文は、本学教員の指導により提出されたものでなければならない。ただし、当該論文が、他の大学等の教員等の指導により提出されたものであり、かつ、当該指導教員及び本学教員との共著である場合については、この限りではない。

(学位論文の要件)

第4 学位論文は、次の各項の基準を満たしたものでなければならない。

- (1) 修士論文は、学位申請者の単独著書でなければならない。
- (2) 博士論文は、次の各号の基準の全てを満たしたものでなければならない。
 - ① 学位申請者が第一著者であること。ただし、共著者数は限定しない。
 - ② 学位論文は、国内外の権威ある学術誌に受理されたものであること。なお、国内誌においては日本学術会議に登録された学術団体が発行する査読制度を有する専門雑誌であることとし、国外誌においては、インパクトファクターを付している学術雑誌であること。
- (3) 学則第5条第4項に規定する者に必要な学位論文は、次の各号の基準の全てを満たしたものでなければならない。
 - ① 学位論文を、筆頭著者として学術雑誌に2報以上公表していること

- ② 前号に定める学術雑誌は、インパクトファクターを付している国外誌であること
- ③ 第1号に定める公表は、学術雑誌の掲載受理証明書をもってこれに代えることができること
- ④ 履修規程第3条に規定する指導教員の推薦書が提出されていること
- ⑤ その他学位審査基準の必要な事項を満たしていること

(学位論文の審査基準)

第5 学位論文の審査基準については、次のとおりとする。

(1) 学位論文については、次の各号を審査する。

- ① 研究の学術的重要性及び妥当性
- ② 研究の独創性及び革新性
- ③ 研究の波及効果及び普遍性
- ④ 研究遂行能力及び生涯学習能力
- ⑤ 高度専門的医療人としてのクリティカルシンキング能力
- ⑥ 地域社会及び国際社会への成果発信能力

(2) 前項の審査においては、評定票を用いて行い、得点の合計が配点の6割に満たない場合は、不合格とする。

附 則 (平成29年4月1日)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。